

令和8年松前町告示第17号

松前町がん治療に係るウィッグ類等購入費補助金交付要綱を次のように公表する。

令和8年3月3日

松前町長 田中浩介

松前町がん治療に係るウィッグ類等購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、がんの治療に伴いウィッグ類等を購入した者に対し、町が予算の範囲内において松前町がん治療に係るウィッグ類等購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、療養生活における心理的及び経済的な不安の軽減を図り、がんの治療と就労その他の社会参加との両立を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) がん がん登録等の推進に関する法律施行令（平成27年政令第323号）第1条各号に掲げる疾病及び移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律施行規則（平成25年厚生労働省令第138号）第1条各号に掲げる疾病並びにこれらに類する疾病と町長が認める疾病をいう。
- (2) ウィッグ類 がん治療の副作用に伴い脱毛した者が着用するかつら及び髪付き帽子（着用することにより外観上頭髪があるように見せる機能のある帽子）並びにウィッグ類本体と同時に購入するネット等をいう。
- (3) 脱毛対策治療器具 医療機関において行うがん治療の副作用による脱毛を抑制するための治療に用いる器具をいう。
- (4) 乳房補整具 手術療法により乳房を切除した者が着用する乳房の形を補正するため下着（下着に装着して使用するパッドを含む。）及び人工乳房（乳房再建術等によって体内に埋め込まれたものを除く。）をいう。
- (5) ウィッグ類等 ウィッグ類、脱毛対策治療器具及び乳房補整具をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次のとおりとする。

- (1) ウィッグ類を購入する事業
- (2) 脱毛対策治療器具を購入する事業
- (3) 乳房補整具を購入する事業

2 補助金の交付は、補助対象事業ごとに1回とする。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 松前町の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の住民基本台帳をいう。）に記録されている者

- (2) 医療機関においてがんと診断された者
- (3) 国、他の地方公共団体等からこの要綱の補助金と同様の補助金の交付を受けていない者
- (4) 町税を滞納していない者  
(補助金の額)

第5条 補助対象事業ごとの補助金の額は、ウィッグ類等の購入費用（送料、手数料、本体に含まれない附属品及びケア用品の購入に係る費用を除く。）の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、3万円を上限とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、がん治療に係るウィッグ類等購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、ウィッグ類等を購入した日から起算して1年以内に町長に提出しなければならない。

- (1) ウィッグ類等の購入費用及び購入日が分かる書類
- (2) 第4条第2号に該当することを証する書類
- (3) 脱毛対策治療器具を購入した場合にあっては、当該脱毛対策治療器具を用いて脱毛対策治療を受けたことが分かるもの
- (4) 町税の納税状況確認同意書（様式第2号）
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定により交付申請書兼請求書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは補助金の交付を決定しがんの治療に係るウィッグ類等購入費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、不適当と認めるときはその旨を書面により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が指定する金融機関等の口座に振り込むことにより行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 町長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合において、既に補助金を交付しているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) その他補助事業の実施について不正な行為があったとき。

(検査等)

第10条 町長は、補助金の交付に関し、補助事業者に対し、必要に応じ、検査し、指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることがある。

(書類の整理及び保管)

第11条 補助事業者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付決定のあった日の属す

る年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。